

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年9月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
-----------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200034号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200016号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を73万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から73万円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該賞与から73万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2200015 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2200015 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 8 月 20 日から昭和 55 年 7 月 20 日まで

請求期間は、A 社にパート社員として勤務し、B 業務に従事していた期間であるが、厚生年金保険の加入記録がないので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された A 社に係る採用内定通知書及び採用時の雇用契約書並びに複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、A 社が開業した昭和 53 年 9 月 1 日より前の昭和 53 年 8 月 20 日から、当初は 2 か月間の期間雇用パート社員として同社で勤務し、退職時期は特定できないものの、その後も継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は平成 15 年 4 月 28 日に破産していることが確認できるほか、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、平成 13 年 3 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、関連会社である C 社は、当時の資料がなく、請求者の勤務実態、厚生年金保険の届出及び同保険料の控除については不明であると回答している。

また、請求期間当時、当該事業所で社会保険の事務を担当していたとする者は、「正社員は入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。パート社員等の厚生年金保険の取扱いについては、上司（故人）の指示に基づいて手続していたので分からないが、厚生年金保険に加入させていない者の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、昭和 53 年 8 月から半年以内に厚生年金保険の被保険者資格を取得している女性のうち、被保険者期間が 1 年以上あり生存及び所在が確認できた同僚 55 人（請求者が名前を挙げた同僚二人を含む。）に照会し、32 人から回答が得られたところ、雇用形態が正社員以外（パート社員及びアルバイト等）であったと回答している 16 人は、いずれも、厚生年金保険の被保険者資格取得日より前から当該事業所で勤務していた旨回答している上、このうち、請求者を記憶している同僚は、「当該事業所の開業前からパート社員として勤務していた。入社後、パート社員に対し、厚生年金保険の加入を希望するかどうか確認する用紙が一斉に配付され、私は加入することにしたが、請求者がどうしたかは分からない。厚生年金保険に加入する前は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と具体的に陳述している。

加えて、上記の同僚 55 人のうち、関連事業所から当該事業所へ異動したとする 3 人を除く 52 人について、雇用保険の被保険者記録を確認したところ、いずれも、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる一方、請求者については、厚生年金保険と同様、当該事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

その上、上述の回答が得られた同僚から、当時、パート社員として勤務していたとして名前が挙げられた別の同僚は、「当該事業所の開業前からパート社員として勤務していた。採用から何か月か経った頃、希望者は厚生年金保険に加入したが、私は長く勤務する自信がなかったため、その時は加入せず、昭和 55 年 12 月に厚生年金保険に加入した。厚生年金保険に加入する前は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と陳述しており、同人の当該事業所における厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得日は、いずれも請求期間後の昭和 55 年 12 月 1 日であることが確認できる。

以上のことを踏まえると、請求期間当時、当該事業所では、パート社員について、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

また、当該事業所に係る被保険者原票を確認したものの、請求者の名前はなく、整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2200016 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2200014 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日から平成 18 年 4 月 16 日まで

A 社の請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額について、24 万円を超える標準報酬月額は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているが、28 万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたので、28 万円を保険給付の対象となる記録に見直ししてほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、24 万円と記録されていたところ、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 6 月 12 日に、A 社が請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の見直し届を社会保険事務所（当時）に提出したことにより、既に厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として 28 万円（見直し前の標準報酬月額である 24 万円を除く。）と記録されている。

また、当該事業所が保管する請求者に係る見直し前の厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の写しによると、報酬月額は 23 万円と記載されており、これに基づく標準報酬月額は 24 万円であることから、オンライン記録において請求者の請求期間に係る保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額と一致する。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間について、当該事業所から提出された請求者に係る上記の見直し届及び平成 17 年 12 月度から平成 18 年 4 月度までの給与明細一覧表の写しにより、社会保険事務所が決定した報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録において厚生年金保険法第 75 条本文該当として記録されている標準報酬月額（28 万円）と一致しているものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録において保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額（見直し前の標準報酬月額である 24 万円）と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の見直しの対象とならないため、見直しは認められない。